

## 2. 施設を補強したい方

### ■園芸産地における事業継続強化対策補助金

#### 補助対象

今後10年以上の利用が見込まれる園芸用ハウスに対して、台風・大雪等による被害を軽減するための次の内容（1）ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）（2）防風ネットの設置（3）耐候性を発揮させるための加温装置（4）停電時の生産の維持に必要な非常用電源等（5）被害防止技術講習会の開催

#### 補助率・対象者など

- (1) 補助率 1 / 2 以内
- (2) 主な要件
  - ・対象施設の園芸施設共済または民間の建物共済や損害補償保険等、かつ収入保険に加入
  - ・2戸以上の農業者組織（JA出荷部会等）で事業継続計画を策定
- (3) 対象者
  - 以下のすべてに該当する農業者
    - 青色申告を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
    - 農業後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること